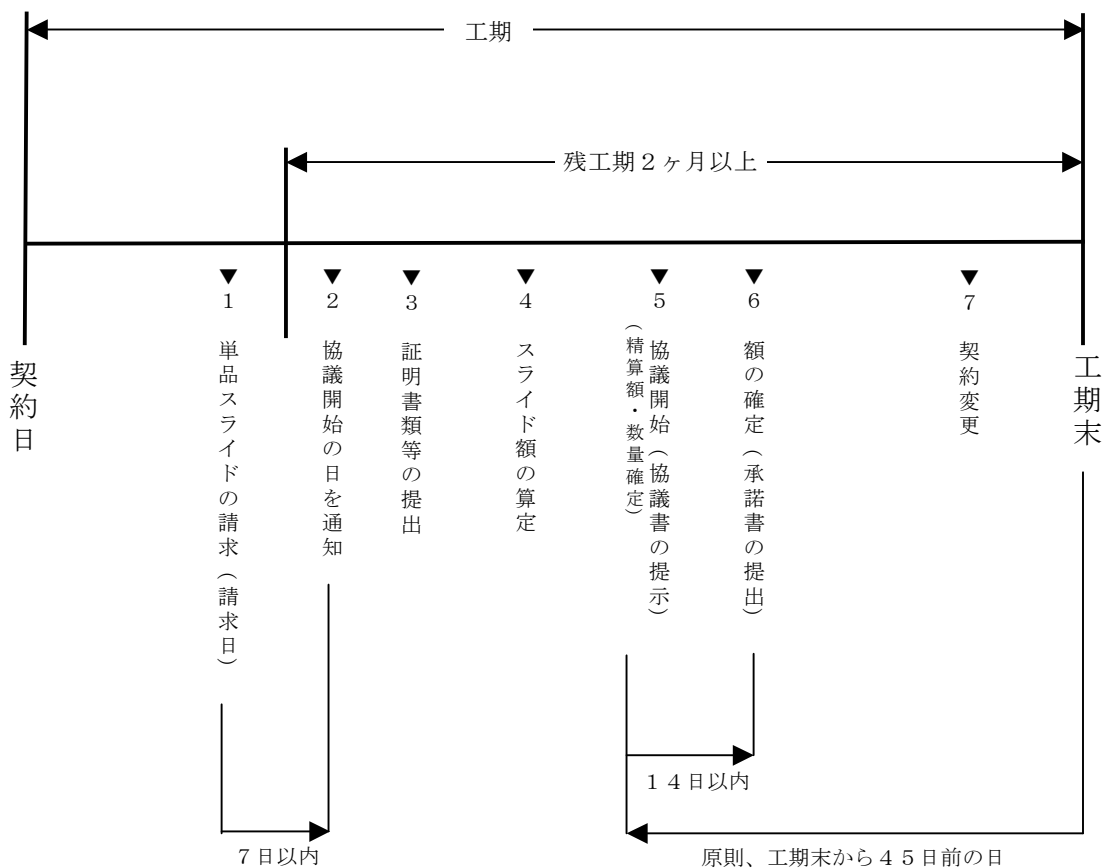


久留米市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用手順



1. 単品スライドの請求

受注者は、請負代金額の変更請求額（概算額）を計算のうえ、工事発注課に「様式第1号」に「様式第1号-1」を添付し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行う。（残工期が2ヶ月以上有る場合に限る。ただし、工期の末日が平成20年11月15日以前である場合は、平成20年9月15日まで請求できる。）

2. 協議開始の日を通知（請求を受けた日から7日以内）

工事発注課は、受注者の意見を聴いたうえで、協議開始の日を定め、「様式第2号」により受注者に通知する。（市が7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。）

3. 証明書類等の提出

受注者は、変更請求後、できる限り早期に（遅くとも協議開始日までに）各対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先、搬入月又は購入月等及び変更請求額を記載した書類〔「様式第3号」「様式第3号-1」～「様式第3号-3」〕及びその内容を証明する書類（納品書、請求書又は領収書等）を工事発注課に提出する。

4. スライド額の算定

工事発注課は、受注者から提出された証明書類等を基に価格変動後における単価を算定し、対象数量を確認のうえ、スライド額を算定する。
(別添「久留米市単品スライド条項運用基準」等参照)

5. スライド額の協議開始(原則として、工期末の45日前の日)

工事発注課は、算定したスライド額について協議書「様式第4号」を提示し、受注者と協議する。

6. スライド額の確定(協議開始日から14日以内)

受注者は、合意したスライド額について工事発注課に承諾書「様式第5号」を提出する。
協議が整わない場合(受注者が承諾書を提出しない場合)は、市が定め、受注者に通知する。
「様式第6号」

7. 契約変更

工事発注課は、再積算した設計書を精査したうえで設計変更し、契約監理室契約課に契約変更を依頼する。

8. その他

基本的には、国土交通省「工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」の考え方に準じた運用とする。